

令和8年2月24日

オープンカウンター方式に伴う見積合わせについて

支出負担行為担当官
関東森林管理局長 松村 孝典

下記の案件について見積合わせを実施しますので、参加希望の者は期限までに見積書の提出をお願いします。
なお、本業務に係る契約締結の条件は、令和8年度予算(暫定予算を含む)が成立し、予算示達がなされた場合とします。

記

- 1 件名 クラウドサービスTHETA 360.bizのスタートプランの利用
- 2 仕様・数量 仕様:クラウドサービスTHETA 360.bizスタートプラン、公開上限数200、月間PV上限数無制限、データ保存量無制限
数量:12ヵ月分
- 3 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 見積書等提出日時・場所
・日時 令和8年3月11日(水) 15時00分まで
・場所 関東森林管理局 経理課 企画係
〒371-8508 群馬県前橋市岩神町四丁目16-25
※郵便による提出を認めます。
- 5 提出書類
・見積書
(見積書は消費税込みの価格で作成するものとし、必ず日付をご記入下さい。)
・下記8の資格を証明できる書類の写し
(上記書類を合封して封緘し、封筒の表に「<件名> 見積書在中」と朱書きで記載のうえ提出してください。)
- 6 契約者の決定 見積書提出者が複数となった場合には、予定価格の範囲内で、最低の価格を見積した者を契約の相手方とします。
- 7 契約の締結日 令和8年4月1日
- 8 必要な資格等 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)において、関東・甲信越地域の競争参加資格(「役務の提供」)を有する者であること。
- 9 その他
(1) 見積書の提出前に、「オープンカウンター方式の見積依頼に係る留意事項」及び「関東森林管理局随意契約見積心得」を必ず確認して下さい。
(2) 契約条件については、別紙「契約条件書」のとおりとし、見積書を提出した場合は、これを承諾したものとみなします。なお、本契約に係る契約書の作成は省略します。
(3) 暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全期間に渡る全額での契約としますが、部分的な予算措置となったときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とします。

(担当:技術普及課 企画係)

(電話:027-210-1176)

仕 様 書

- 1 業務名 クラウドサービスTHETA 360.bizのスタートプランの利用
- 2 業務内容 クラウドサービスTHETA 360.bizのスタートプラン(公開上限数200、月間PV上限数無制限、データ保存量無制限)を令和8年4月1日からの12ヶ月間利用する。
クラウドサービスTHETA 360.bizのアカウントは、既存のアカウントを利用する。
- 3 履行期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- 4 担当職員 林野庁 関東森林管理局 森林整備部 技術普及課 企画係
〒371-8508 群馬県前橋市岩神町4-16-25
電話番号 027-210-1176
- 5 その他 詳細な事項及び本仕様に定めのない事項については、担当職員と必要に応じて打合せを行うものとする。

契約条件書

- 1 この契約条項において(分任)支出負担行為担当官を甲とし、見積書提出者(又は見積者)を乙と呼称する。
- 2 乙は業務を履行完了したときは、その旨甲に通知して甲の検査を受ける。甲は履行完了の通知を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。
- 3 検査に不合格のものがあつたときは、履行期限内又は甲の指定した期限内に修正等を行い甲の検査を受ける。この場合は前項の条件を適用する。
- 4 乙は天災その他不可抗力による場合のほか履行期限までに業務を完了できないときは、遅延日数に応じ、遅延した部分の契約金額に対し、年3.0パーセントの遅滞違約金を甲に支払うものとする。
- 5 乙は、契約期間経過後において支払請求書を甲に提出しその支払を受けるものとする。
- 6 乙は、代金について、前項によらず毎1箇月分を取りまとめて甲に請求することができる。
- 7 甲は適法な支払請求書を受領した日から30日以内に代金を支払うものとし、甲の責に帰する理由により支払期限を経過して支払遅延となつた場合は、遅延日数につき請求金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に基づく遅延利息率を乗じて計算した額とする。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、甲は遅延利息を支払うことを要しない。また、100円未満の端数については、その端数を切り捨てるものとする。なお、支払遅延が天災等やむを得ない理由による時は、当該理由の継続する期間は、これを約定期間に参入せず、また、遅延利息を支払う日数に計算しない。
- 8 この契約期間中にサービス内容等の改正があり、契約内容に変更が生じたときは、乙は速やかに甲に通知して契約の変更を行うものとする。
- 9 前項の場合において、乙の通知が遅延したことにより生じた損害はすべて乙の負担とする。
- 10 甲は乙がこの契約に関し義務不履行・不正行為があつたと認めたとき、又は乙の都合により解約を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合に乙は、解除部分に対する契約金額の100分の10に相当する違約金を甲に支払うものとする。
- 11 前各項のほか定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。
- 12 この契約について紛争を生じたときは、甲・乙協議して定める第三者の調停によって解決するものとする。